

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成31年1月9日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	山本英俊君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		谷口和男君
	五味武彦君		小澤重則君
	保坂芳子君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（10名）

議長	長谷部集君		加藤敬徳君
	秋山照雄君		清水和弘君
	金丸幸司君		金丸寛君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	有泉庸一郎君		内藤久歳君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	小田切聡君	福祉部長	本田泰司君
子育て健康部	小宮山正美君	環境課長	中込広人君
福祉課長	齊藤一己君	長寿推進課長	飯沼秀司君
子育て支援課	戸澤文香君	生活環境係長	池田靖君
障がい者生活支援係長	酒井厚志君	長寿あんしん係長	早川要子君
介護保険係長	赤松圭君	保育係長	伊藤敦君

---

## 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩 下 和 也 書 記 小 澤 裕 一

書 記 中 込 美 智 子

## 内容

- 1 狂犬病集合予防注射の見直しについて（環境課）
- 2 甲斐市自殺防止対策計画（案）について（福祉課）
- 3 介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いについて（長寿推進課）
- 4 寝たきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金支給事業について（長寿推進課）
- 5 地域フォーラムについて（長寿推進課）
- 6 その他

開会 午後 1時27分

○書記（小澤裕一君） 改めまして、こんにちは。

ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、引き続き委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、山本委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 改めまして、こんにちは。

本当にお寒い中、多くの皆さんにご参集いただきまして、ありがとうございます。

きょうは寒いといっても、朝方は風が吹き通していたので、大分暖かい気がしたんですけども、今の時間帯は本当に昔から八ヶ岳おろしが厳しく吹かれて寒いと、これが普通なんですけれども、皆さん、まだ、あしたも総務があったりしますので、寒い中ではありますが、体調を崩さないようにして頑張ってくださいと思います。

それでは、始めたいと思います。よろしく願いします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

---

○委員長（山本英俊君） 本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきに申し上げたとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

それでは、次第の3の内容に入ります。

初めに、子育て支援課関係のその他を行います。

子育て支援課の報告をお願いします。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から、双葉西保育園建てかえの進捗状況と、あと、ことし4月開園予定の市立保育園の進捗状況について報告をいたします。

まず、甲斐市立双葉西保育園の建てかえについてですが、平成30年12月末までに、建てかえに必要な用地につきまして、地権者との売買契約等も完了し、所有権移転登記を行ったところであります。今月末には、建設工事実施設計業務委託の業者選定を入札にて実施する予定となっております。

今後のスケジュールとしまして、本年10月末までに設計業務を完了し、11月の入札で建築業者の選定を行いまして、庁舎につきましては平成32年、元号が改正されますので、32年というのは存在しないかもしれませんが、説明上、わかりやすいということもありますので、平成32年とあえて言わせていただきますが、平成32年9月完成予定であります。その後、外構工事等を行いまして、平成33年4月開園を目指しております。

続きまして、松島さくら保育園及び小規模保育所げんきっこ双葉保育園についてご説明をさせていただきます。

民設民営での運営を予定しております松島さくら保育園及び小規模保育所げんきっこ双葉保育園の園舎新築工事の進捗状況ですが、おおむね上棟工事のほうが終わっている状況で、本年4月開園に向け、順調に進んでおります。

続きまして、小規模保育所、こちらは篠原のほうに開園予定になっておりますが、ひよこ保育園についてご説明をさせていただきます。

12月の補正予算で計上させていただきました小規模保育所ひよこ保育園の改修工事ですが、12月補正予算議決後、国の保育対策総合支援事業費補助金の申請を行いまして、2月中旬予定で内示通知が出次第、改修工事に取りかかりまして、31年4月開園となる予定です。

以上、保育所の整備状況について報告をさせていただきました。

また、進捗状況につきましては、随時、委員会のほうで報告させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○委員長（山本英俊君） 報告が終わりました。

これより、子育て支援課から報告がありました保育所整備状況について、委員の説明に対する質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

保育所整備状況について、委員の質疑等がありましたら、お願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 施設をふやしたりとか、そういうのを努めていただくのを非常に急いでいただきたいと思うんですけども、消費税増税に伴って31年度10月、保育料の無料化とかいうことで政策を出される可能性もあるじゃないですか。それで、無料化になれば当然、今でも待機児童がいるかどうか難しいところで甲斐市はいつていると思うんですけども、希望者がふえると思うんです。そのような予想とか対策とかはとられているんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 現在、来年度10月の消費税に向けての無償化の関係につきましては、県と国のほうからまだ詳しい話のほうは来ていないところではございますが、12月28日の関係閣僚の合意ということで、方針につきましては、こちらのほうに県を通じて来ているところでございます。今後の状況でございますが、現在、31年度におけます保育園等の入園の募集状況について報告をさせていただきますので、そちらのほうでかえさせていただきますと思います。

昨年の11月22日に、第1次の募集の受け付けを終了させていただきました。その結果、ゼロ歳から5歳児までの受付人数は、市内の保育園希望者と市外の保育園希望者を合わせて、全体で598名でありました。本市の平成31年4月の市内保育園等の受け入れ人数定員は、504名となっておりますが、市外の保育園希望者も含めた中で8割程度が決定している状況でございます。保育園の決定につきましては、申請の状況に応じまして指数を加算させていただき、現在、点数の高い、保育の必要性の高い方から決定を行っているところであります。

ことしも昨年度に続きまして、近隣市も含め厳しい状況ではございますが、年齢によっては定員人数が上回っているところもありますので、甲府市などへの広域利用をお願いしていき、2月下旬には各保護者への内定通知を発送、また、3月下旬までには保育料の決定通知を発送していく予定でありますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。ですので、10月の消費税増税に伴いまして、どのぐらい人数のほうかふえるかというのは予想はできませんけれども、現状況としましては広域もまたお願いをする中での募集人員に対する対応のほうはさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 状況は理解させていただきました。とりあえず、国から、県からまだ

来ていないということなんですけれども、そちらのほうを先取りする形というんですか、待機児童を、希望する保育園に全員が入れるように、ぜひ引き続き努力をお願いしたいと思います。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 双葉西保育園の敷地のことなんですけれども、前にちょっとお伺いして大体わかっているんですけれども、そのあれとは変わらない、その一帯、下のほうの全部ということですか、そこを全部買ったということなんでしょうか。後ろの航空学園の何かありましたよね。ああいうところも全部、どの辺までなのかなと思って。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 前回、ご説明をさせていただいた状況と若干は変わってはおりますが、ほぼ同じような状況でございます。今回、図面のほうをお示ししようと思ったわけなんですけれども、また今月末に設計業者が決まる中で、また2月の委員会のほうでそれも含めて報告をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 今の報告の保育園のこととはちょっと関連ないかもしれないけれども、前に、10月ぐらいですか、地元のこととこだわって申しわけないですけれども、長塚の交差点に民間の保育所ができつつあるということで、そのときちょっとご返答いただかなかったんですが、民間施設なのだから県が管轄しているくらいしか、余りちょっと情報入らないとかいう話だったんですが、その後どういう状況なのか、ちょっと気になってしょうがないので、すみませんがお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 県に確認をしたところ、委員さんもおっしゃるとおり、企業主導型の保育所ということで、株式会社アソビスイッチという事業所が主体となってやっていますところでございます。アソビスイッチは、県内にも幾つか保育園を運営しているということで、私のほうで直接、アソビスイッチのほうにお電話をさせていただきまして、長塚の保育園のほうはどうなっていますかということでお聞きしたところ、本来だと去年の12月ぐらいにはもう完成する予定であったんですけれども、ちょっと諸事情があって、ことし31年5月にオープン予定であるということでございます。

対象としましては、ゼロ歳から2歳児で、定員としましては12名という形になります。認可外保育園ということになるんですけども、12名のうち地域枠として約半分ぐらいは設けたいということをお話ししておりました。また、今後、市へも認可外保育所の届け出をすることになりますので、また詳細がわかり次第、また報告のほうをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 今、出てきた企業内保育所、こういったものは市内に結構あるんですか。その辺、数的なものはどうなんですか。もしわかれば。

○委員長（山本英俊君） 伊藤係長。

○保育係長（伊藤 敦君） 現在、企業主導型として市のほうに開設予定をされているところが4つございます。

1つに関しましては、島上条公園南側のほうに、たけのこ保育園ということで、そちらのほうは既に開園をされているということなんですけど、残りの3園に関しましては、先ほど課長からお話がありましたアソビスイッチ、こちらの保育園も含めて、現在、施設のほうを整備しているところと、あと、まだ整備前で書類の提出をしているところの園が2カ所ほどあるということ、県のほうからちょっと情報提供がありましたということで、甲斐市のほうにご連絡があったところでもあります。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） それで大体わかったんですけども、そうすると企業内保育所とか民間の施設とかいうのは、市の子育て支援部というところがチェックとか審査とか、定期的なそういったこともやっぱりあるんですか。それとも県がやるものなんですか。その辺どうなんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 認可外保育所に関しましては、市のほうで年に1回、指導監査のほうを行っております。

以上です。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 西保育園のことでちょっとお聞きしたいんですが、ご承知かどうか分からないんですけども、あの敷地内には消防の第2分団第3部の詰所があるわけですよね。当然、設計でどういう配置になるかわからないけれども、かかわりが出てきますよね。その辺の建てかえとか、どこへそれを設置するとかというような話は、消防防災課というのか、危機管理のところとは話はやられているんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） その件につきましては、昨年12月に防災のほうを通して、分団長と、あと全体の団長、副団長のほうにお話をさせていただいております。ただ、まだ計画という形でお話をしてありますので、具体的なものはまだ、今後協議をした中で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 再質問でしょうか。

○議員（有泉庸一郎君） ぜひその辺、そんなに何回も建て直しができるわけじゃないので、その辺をよく協議していただいて、設計の、消防の詰所ですから今後かなり重要な位置にありますので、その辺をよく詰めて支障のないように設計の中で組み込んでいただければと思います。よろしく願いします。

○委員長（山本英俊君） 要望ということで大丈夫だね。

○議員（有泉庸一郎君） 対応していただければ。

○委員長（山本英俊君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

次に、委員より子育て支援課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） 以上で、子育て支援課関係のその他を終了いたします。

ここで、職員の入替えのため暫時休憩とします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時45分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

（１）狂犬病集合予防注射の見直しについて、当局の説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、環境課から狂犬病集合予防注射の見直しにつきましてご説明させていただきます。

厚生環境常任委員会資料 1 ページをお願いいたします。

まず、1の狂犬病予防法の概要であります。狂犬病予防法は、狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、及びその撲滅することを目的とする中で、犬の所有者に対しまして、犬を所得した日から30日以内の登録と狂犬病予防注射の毎年1回の接種を義務づけているところであります。

あわせて、市町村におきましては、狂犬病予防注射を受けた犬の所有者に対しまして、注射済票を交付しなければならないとしております。

次に、2の本市における狂犬病予防注射の接種状況であります。

狂犬病予防注射の接種方法であります。かかりつけの動物病院で受ける場合と市町村が実施する狂犬病予防集合注射で受ける場合の2種類があり、本市の接種状況は次の表のとおりであります。

なお、平成30年度の接種頭数につきましては、11月末現在の状況であり、年度末におきましてはこの数字から変動するものと思われまます。

表につきましては、平成26年度から平成30年度までの5年間の数値を記載しておりますが、時間の関係上、平成26年度と平成29年度の状況をご説明させていただきます。

まず、集合注射であります。平成26年度には1,435頭の接種があったところであります。平成29年度は981頭と、500頭弱の減少となっております。

一方、動物病院での接種は平成26年度が1,577頭でありましたが、平成29年度は微増の1,679頭であり、5年間におきましては、ほぼ横ばいの状況であります。

登録頭数につきましては、年々微減の傾向であり、近年は犬の飼育と猫の飼育頭数が逆転したとも言われていますので、本市も同様な傾向があると思われまます。

接種率につきましては、おおむね約65%のラインで推移している状況であり、約35%の犬は接種されていない状況であります。山梨県全体としてもほぼ同様な傾向があるところ

でございます。

接種していない理由といたしましては、室内で飼育していることによる外部との接触がないことによるもの、高齢で接種することによる生命の危険性があることなどが考えられますが、具体的には把握していない状況であります。

次に、3の集合注射の概要と課題であります。

集合注射につきましては、山梨県動物愛護及び管理連絡協議会中北支部、支部の構成は甲斐市、甲府市、中央市、昭和町の3市1町において実施日程を調整し、山梨県獣医師会の協力を得て、管内の獣医師が各市町に派遣され、各市町の公共施設や地域集会所等で実施されている状況であります。

集合注射による課題ではありますが、従前から実施会場での飼い犬同士のトラブルの発生などが挙げられているほか、屋外で実施することによる衛生面や診断の適正化、さらに近年では獣医師の高齢化や減少が進んでいることの獣医師の負担増が問題視されており、山梨県獣医師会からは、毎年、集合注射の縮小や会場の集約化を要請されている状況であります。

このため、4の実施会場の見直しではありますが、上記のとおり集合注射の利用者が年々減少している中で、上記の獣医師会の要請もあるため、各会場の立地条件や実施頭数の推移等により検討した結果、次ページのとおり、これまで各地区12会場の計36カ所を、平成31年度からは各地区9会場の計27カ所に変更して実施することといたしました。

具体的な実施会場の集約ではありますが、資料2ページをお願いいたします。

左の表が平成30年度の実績であり、各実施会場ごとの実施頭数と平成29年度との増減を記載しております。

その中で、年々減少している会場や一桁台の頭数になっている会場を勘案する中で、会場の広さや立地条件を検討した結果、双葉地区におきましては高原団地公民館と桃花の街クラブハウス、登美団地公民館を、敷島地区におきましては西町公民館と敷島台集会場、天狗沢公民館を、竜王地区につきましては竜王新町下公民館と玉川西区公会堂、玉川東区集落集会場をそれぞれ他会場に集約いたしました。

実施日数的には、平成30年度も31年度も変わらず、各地区2日間となっております。

なお、市民への周知ではありますが、広報4月号に掲載するとともに、登録者への日程、会場を記載したはがきを送付して、お知らせをしております。

以上で、狂犬病集合予防注射の見直しにつきまして、ご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そもそも話になるんですけども、狂犬病にかかっている犬にもし人間がかまれた場合、どういうふうになるか、どういう症状になって、どんなになるかという危険性というか怖さというのを、わかる範囲でちょっと教えていただきたいんですけども。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 上手にご説明できるかわかりませんが、基本的に致死率は100%というふうに伺っているところであります。死亡率が100%というふうなことで、1回罹患したら100%死亡するというふうに伺っている怖い病気でございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 例えば海外渡航するときなんかは、必ずこの狂犬病の注射をしなきゃならないですね、予防注射を。人間がしておく。地域に、例えばアジアなんかだとそうですね。

やっぱり、これだけ危険なもの、恐らく持っている犬というのはいない可能性のほうが大きいのかなとは思いますが、それでももしあった場合わかりませんから、やらなきゃならないということなんです。それだけ危険な狂犬病なんです。結構、接種率60%台。理由が室内で飼っている、それから飼っている犬が高齢だから危険があるとかという理由で余り調べていないようなんですけれども、その辺のところは本当に大丈夫、要するにお医者さんに聞けばほとんどないんだから大丈夫という、この60%という数字が大丈夫という感じなのか、その辺のところは、要するに啓蒙していくとかそういうのを余りしないで、自主的にやるのを市としては面倒を見ているという感じなのか、その辺のところは、60%という数字はどんなふうに考えていらっしゃるんですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） ちなみに、狂犬病の発生につきましては、日本国内では50年以上発生していないというふうな状況である中で、それでも法律に基づいてこれに接種は義務づけられていますので、必ずほかのものであればしなければならないという中で、他県の状況なんか見ますと非常に、例えば隣の長野県なんかを言いますと90%以上の接種率とい

う部分もある一方、沖縄県のほうでは50%というふうな形の中で、全国的にもちょっと、地域によっては非常に接種率が高いところ、低いところもございますが、山梨県においてはほぼ、私たちの65%なり70%前後を推移しているところで、本市としても山梨県の平均的な数値だと思っております。

なお、一応、私どものほうで登録されている犬の所有者に対しましては、全ての方に狂犬病予防注射のはがきを送付して、それを接種するようというふうなことで指導しておりますが、飼い主がその法律の意義というものを十分理解していない方も、もしかしているかもしれないので、このような状況になっているのではないかとこのように思っているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 長野県では90%以上ということをやっているところもあるわけなので、普通だったら本当はそのぐらい目指すんだろかなと、私なんかは思うわけなんですけど、かむ犬というのはいますよね、外で飼われていて。かまれたというのは結構聞きますよね。だから、その犬がちゃんとしていけばいいけれども、万が一ということもあるから義務づけられていると思うんですけども、この60%を上げようという努力とか、それとかはつきりさせようというようなことというのは、これからはしないということなんですかね、甲斐市の場合は。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 私どもの畜犬システムというもので、まず、こういう登録数、登録の状況であるとか、接種状況のほうは管理しておりますので、接種されていない方につきましては十分把握できますので、そのあたりは私どものほうも、毎年ではないですけども、督促の通知、数年間していない場合は督促の通知も出しているところでございますが、聞くところによると、もう死亡して死亡届を忘れていたんだよというパターンもございますし、先ほど言った室内で飼っているからと理由もございしますが、一応私どものほうでは積極的にその辺のことも対応していきたいなと思っているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 50年以上出ていないということなんですけれども、そういう例が。もしも出て、かまれて亡くなった人がいた場合には、責任というのはあるんですか、ないんですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 先ほどもお話しさせていただいたとおり、これは法律に基づいて所有者の義務になっていますので、当然ながら所有者の責任になるかと思っているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 責任というと、どういう責任のとり方をするんですか。法律上はどういう責任のとり方をするんですか。教えていただきたいんですけれども、知らないのです。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 私も法律を十分理解しているわけではないですけれども、やはり被害者という部分の中で、法律のほうは今手元に持っていませんが、当然ながら飼い主に関しては拘留の責任もございまして、飼っている犬の飼育した環境とか、そういった部分の義務もあると思いますので、そのもとの責任があるかと思っているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） どういった罰金なのか、何かそういったことは結構大きいのがあろうなと思うんですけれども、その辺のところはわかりますか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 狂犬病予防注射をしないことによる罰則規定は、この法律には設けられていません。また、狂犬病予防注射をしなくて、人を傷つけてそれが狂犬病を発症したという部分については、法律上では書かれていなかったというふうに思っているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今のが正しいとすると、何かちょっとあれだなと思うんですけれども、わかったような、わからないような話なんですけれども、やっぱりここに対してはもうちょっと、やっぱりパーセントを上げる努力というのを、いないからいいというのじゃなくて、やっぱりやったほうがいいのかなと思いました。もうちょっと啓発を、きちんともっとしたほうがいいんじゃないかな。ポスター張ったり、そういうほかの人にもわかる形でやられたらいいかなと思います。

以上です。いいです。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

○委員（保坂芳子君） 答弁ください。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 私どものほうも、毎年毎年、広報にも注射の日程のほうもお出ししておりますし、それについてはがきを送らせていただいております。当然ながら100%に近づけなければいけないというのは、当然ながら行政の考え、方向性も当然あると思いますので、その方向につきましては、今後、努力をさせていただきたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 終わりにしますけれども、要するに狂犬病の怖さという、もしかまれた場合は致死率は100%と今おっしゃったんですよね。そんな怖い病気がないという、50年以上出ていないからないとは思いたいんですけれども、わからないじゃないですか。日本だって亜熱帯化しているわけだし、いろんな病原菌だってふえているという状況で、やっぱり油断というのはほしくないほうがいいと思うので、努力というのはやっぱり、もっと皆さんに知っていただくということですよ。怖さを知っていただくということをやってほしいなという、そういう要望ですのでよろしくお願いします。

○委員長（山本英俊君） 要望で。

そのほか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） ちょっとお尋ねしたいんですけれども、犬は大体ペットショップで買うと思うんですけれども、例えば30日以内にまず登録をしなければならない、登録をしていない犬も多分いるかと思うんですけれども、そういったのはペットショップと連携して、そういうのを必ず伝えてくださいとか、予防接種は義務なんですよというような働きかけはしているでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 一応、私どものほうは動物愛護センターとも連携しておりますので、獣医師とはそういったものの意思疎通はありますけれども、ペットショップとなると非常に幅広いですので、ペットショップ自体に私どもが働きかけているということはないですが、基本的にはペットショップはこの法律は承知していると思いますので、当然ながら市町村のほうで登録してくださいねという案内はしているかと思っております。

○委員長（山本英俊君） 伊藤委員。

○委員（伊藤 毅君） 恐らく、私も、私の周りの方も犬を飼っている方いるんですけれども、ペットショップで購入するときに、多分そういったことは言われていない方が多いと思うので、何らかのそういった周知の仕方を考えていただければと思います。要望です。

以上です。

○委員長（山本英俊君） 要望で。

そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 医師からの要望ということで、実施会場の見直しということで9カ所減りました。表を見たところ、薄い網がかかったところが多分、左のほうのページのところだと思うんですが、例えば玉川地区がなくなっちゃったとか、この辺だと登美の丘あたりがなくなっちゃったとか、距離的な問題、どんな形の基準で9カ所を外してほかのところへ移動したか、この辺、基本的な考え方をちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） こちらの表をごらんになってわかるとおり、やはり年々減っていったって、既に昨年度自体で一桁、いわゆる10匹以下というような状況になっている、これはたまたま前年比だけなんですけれども、過去の推移も見る中で減っていったという部分と、また、少し遠くなるかもしれませんが、通える範囲だというふうな形で選ばせていただきました。

なお、ここの会場であればどこを指定するというわけではございませんので、都合のいいところ、都合のいい日程、時間に合わせてこちらのほうに来ていただきたいというふうなところの内容でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 私の近くなにか公民館が近いので、みんな犬を連れて散歩がてら来るという方もいらっしゃると思うんです。若干、距離が遠くなったとかいうことになると車に乗っていかなくちゃならない。そうすると、さっき言った犬同士の、車同士のもちろんトラブルがあるだろうし、犬同士のトラブルもあると、この辺大丈夫なんですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 敷島地区をちょっとごらんいただきたいと思いますが、当然ながら、清川、睦沢、吉沢につきましては頭数が減っていたりしますけれども、地域柄こういったところは外せないといったことも十分考慮しながら、他の地区も考慮しながら選定したところでございます。

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

金丸議員。

○議員（金丸幸司君） 1点ちょっと、平成31年の実施をする中で、会場が各地区9会場の計27カ所でやっていくということなんですけれども、これは毎年ずっと同じままの形でいくのか、それとも毎年毎年変更して対応していくのか、ちょっとその辺、考えを教えてくださいと思います。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 私どものほうは、しばらくずっと30年の状況でやってきたわけですが、今回が久々の見直しといったことで、実はさっき3市1町でこの中北支部を回しているということですが、ほかの甲府市、中央市、昭和町につきましては年々減らしている、日数的にも会場数的にも減らしているという部分の中で、一旦、私どものほうで27カ所に減らせていただきますけれども、また、獣医師会の要請もある中でまた考えてまいりたいと考えておりますが、当面はこの31年度の状況をこのまま維持していきたいなと思っております。

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（1）狂犬病集合予防注射の見直しについてを終了いたします。

続いて、環境課関係のその他を行います。

環境課から報告がありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） 次に、委員より環境課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） 以上で環境課関係のその他を終了いたします。

ここで、職員の入れかえのため暫時休憩とします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

（2）甲斐市自殺防止対策計画（案）について、当局の説明を求めます。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

それでは、別冊で配付いたしました甲斐市自殺防止対策計画（案）につきまして、ご説明いたします。

この計画の策定につきましては、昨年6月に開催されました本常任委員会において概要説明させていただいておりますが、平成28年に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられ、市町村は平成30年度までに計画を策定することとされております。

また、本市では自殺防止対策を全庁的な取り組みとして位置づけ、市長を本部長とし、副市長、教育長及び全部局長で構成する甲斐市自殺防止対策本部と、本部の下部組織として関係部署の課長24名で構成する甲斐市自殺防止対策部会、そして自殺対策基本法の規定に基づき、関係機関などの代表者で構成する外部組織の甲斐市自殺防止対策協議会を設置し、計画案の策定に係る協議をこれまで重ねてまいりました。

まず、表紙に記載いたしました「いのち支える甲斐市～ひとが、まちが、やさしさが～」につきましては、自殺という負のイメージが強い計画名称のイメージを和らげる、もしくは計画の趣旨やメッセージなどを理解してもらいやすくなるようなキャッチコピー的な副題を加えた計画名称とすることを趣旨とし、甲斐市自殺防止対策協議会にて考案されたもので、表紙をめくったページへその旨を明記させていただきました。

また、新元号に係る西暦表記と、新元号改正後における平成表記の読みかえにつきましても、あわせて表記させていただきました。

それでは、初めに目次をごらんください。

本計画は、第1章、甲斐市自殺防止対策計画策定の概要、第2章、甲斐市における自殺の現状、第3章、甲斐市の自殺防止対策の基本的な考え方と取り組み、第4章、甲斐市の自殺防止対策推進体制の4章立てに、資料編を加え構成しております。

まず、1ページの第1章、甲斐市自殺防止対策計画策定の概要では、計画策定の背景として、平成18年に自殺対策基本法が制定され、自殺対策に係る対策が講じられるようになり、

自殺者は減少傾向となったものの、日本の自殺死亡率は先進7カ国の中で最も高い状況にあるため、平成28年に法を改正し、誰もが生きることの包括的な支援として、自殺対策に関するさまざまな支援を受けることができるよう全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられたことを記載しております。

また、2ページの計画策定の趣旨では、法改正により地方公共団体の責務がより具体的に示されたことから、本市では全庁的な取り組みとして総合的に自殺防止対策を推進するため、法の理念にのっとり計画を策定したことを明記しております。

次に、3ページの計画策定の位置づけでは、本計画が第2次総合計画及び第2次甲斐市地域福祉計画の個別計画として位置づけられていることや、他の個別計画及び国・県の計画などとの関連性などについて示しております。

次に、5ページからの第2章、甲斐市における自殺の現状では、国の機関であります自殺総合対策推進センターが、甲斐市の自殺の実態をまとめたプロフィールを分析した内容などを記載しており、初めに5ページで自殺の現状分析方法について明記いたしました。

また、6ページの自殺者数と自殺死亡率の推移では、平成24年から平成28年の5年間において、本市では9人から19人が自殺で亡くなられており、自殺死亡率で見ると、全国は減少傾向にありますが、本市は増減の変動が大きく、年によっては全国を上回っていることもあります。

一方、7ページの交通事故死亡者数と交通事故死亡率の推移で、同様に5年間の本市の交通事故死亡者数を見ると2人から5人で推移しており、交通事故死亡率でも2.7から6.8の間で推移しており、本市は自殺者の割合が交通事故死亡者の割合よりも高い状況を示しております。

また、8ページでは性別・年代別の自殺死亡率の比較、9ページでは性別、同居の有無による自殺者割合の比較、10ページから15ページまでは職業の有無・同居の有無、16ページでは手段別の自殺者数、17ページでは規模別事業所・従業者割合について、本市における自殺の実態を表やグラフで分析いたしました。

そして、18ページ、19ページでは現状のまとめとして、本市の自殺リスクが高い集団として19ページの表3、自殺者数順位による自殺リスクが高い集団、表4、自殺死亡率順位による自殺リスクが高い集団、表5、自殺者数・自殺死亡率ともに自殺リスクが高い集団の3つの集団に係る特徴について明記いたしました。

また、集団ごとの特徴から見る背景にある主な自殺の危機経路について、直接、ご遺族な

どに要因等をお聞きすることもできませんので、NPO法人自殺対策センターライフリンクが500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査からまとめた「自殺実態白書2013」を参考に、それぞれの要因などを考察いたしました。

その結果、高齢による身体の疾患のほか、職場の人間関係の悩みや仕事の失敗、生活苦、失業が、それぞれの集団の背景にある主な自殺の危機経路として挙げられるとともに、これらの要因を背景とする自殺リスクが高い「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の3つを本市が重点的に取り組むべき自殺防止対策の分野であるという旨を明記させていただきました。

次に、21ページからは第3章、甲斐市の自殺防止対策の基本的な考え方と取り組みとして、計画の期間は国のガイドラインに従い、平成31年度から平成35年度までの5年間としております。

次に、22、23ページでは、計画の数値目標について明記しており、国の自殺総合対策大綱では、日本の自殺死亡率を平成27年の18.5に対して、平成38年に30%以上減となる13.0以下にすることを目標としております。

また、プロファイルデータから見る国の死亡率は、平成24年から平成28年の5年間において毎年緩やかに減少しておりますが、本市の自殺死亡率は、先ほどご説明いたしましたとおり増減を繰り返している状況で、一番高い年の値は25.5、一番低い年の値は12.0と2倍以上の差が生じ、変動が大きい状況となっております。

このため、本市の現況値は国とは異なり、単年度で捉えることをせず、23ページの表7で示すとおり、プロファイルデータに示されている平成24年から平成28年までの5年間における自殺死亡率の平均値17.5を用いることとし、国の目標と同様に平成38年には現況値から30%減となる12.3を目指すこととしております。

なお、本計画期間の最終年となります平成35年の数値目標は、国が目指す平成38年に向け、直線的に30%減少させるという捉え方をせず、図21のグラフで示すように、計画に掲げる各施策の実施により、計画後半になるほど効果があらわれるとの考え方から、徐々に自殺死亡率が下がっていく設定とし、各年の目標値をそれぞれ定めております。

その結果、本計画の最終年となる平成35年の目標値が15.1となるため、数値目標は22ページの表6で示すように15.1以下とし、本計画で定める自殺防止対策の施策に取り組んでまいります。

次に、24、25ページの計画の基本方針ですが、平成29年7月に閣議決定された国の大綱

を踏まえ、枠で囲った5項目を本市の基本方針とし、全ての市民が個人として尊重され、誰ひとり自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことといたします。

次に、26ページの自殺防止対策施策の体系では、第2章、甲斐市における自殺の現状から見えてきた本市が重点的に取り組むべき3つの重点施策と、国が定める全市区町村が共通して取り組むべき5つの基本施策、そしてその他の既存事業において自殺防止対策の視点で捉えることができる事業や、自殺防止対策につながる可能性のある事業を抽出した生きる支援関連施策の3つの施策群で構成する体系としております。

次に、27ページからは、3つの重点施策に対する具体的な取り組み内容と所管を明記いたしました。

重点施策1、高齢者の自殺防止対策の推進では、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的に発信し、家族や介護者などの支援者への支援を推進するとともに、高齢者一人一人が生きがいと役割を実感することができる、生きることの包括的な支援を推進することといたします。

また、その具体的な取り組みとして、(1) 高齢者とその支援者への各種支援先情報の周知、(2) 支援者の「気づき力」の向上、28ページ、(3) 高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加への推進、29ページ、(4) 介護者(支援者)への支援の推進の4項目に係る取り組み内容を明記いたしました。

次に、重点施策2、生活困窮者支援と自殺防止対策の連動では、生活困窮者に対する支援と自殺防止対策との連動性を高めるための取り組みが国を挙げて進められていることから、本市でも両事業のさらなる連動性の向上を図っていくこととし、その具体的な取り組みとして、(1) 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」の強化、30ページ、(2) 支援につながっていない人に対する早期支援への取り組み、31ページ、(3) 多分野の関係機関が連携・協働する基盤整備の3項目に係る内容を明記いたしました。

次に、重点施策3、勤務・経営問題に関わる自殺防止対策の推進では、平成29年に閣議決定された大綱で、勤務問題による自殺への対策の推進が当面の重点施策として追加されるなど、勤務問題にかかわる自殺への対策は国を挙げての重要課題となっていることから、本市でも積極的に対策を進めることとし、その具体的な取り組みとして、(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減を図る取り組み、32ページ、(2) 経営者への支援と離職者・失業者等への支援の2項目に係る内容を明記いたしました。

次に、34ページからは5つの基本施策に対する具体的な取り組み内容と所管を明記して

おり、基本施策1、地域におけるネットワークの強化では、自殺防止対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通して展開されているネットワークなどの自殺防止対策との連携にも取り組み、地域におけるネットワークの強化を図ることとし、その具体的な取り組みとして、(1) 地域におけるネットワークの強化、(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化の2項目に係る内容を明記いたしました。

次に、35ページの基本施策2、自殺防止対策を支える人材の育成では、市職員だけでなく、市民などに対しても研修などを開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成することとし、その具体的な取り組みとして、(1) 市職員を対象とした研修、(2) 市民等を対象とした研修の2項目に係る内容などを明記いたしました。

次に、36ページの基本施策3、市民への啓発と周知では、自殺問題や市の自殺防止対策に対する取り組みなどに関する情報提供や講演会などの開催のほか、強化月間などにおける地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図ることとし、その具体的な取り組みとして、(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知、(2) 各種メディア媒体を活用した啓発活動の2項目に係る内容を明記いたしました。

次に、37ページの基本施策4、生きることの促進要因への支援では、自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、生きることの促進要因よりも生きることの阻害要因が上回ったときとの考え方から、生きることの促進要因の評価につなげ得るさまざまな取り組みを進めることとし、その具体的な取り組みとして、(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援(居場所づくりを含む)、38ページ、(2) 自殺未遂者への支援、(3) 遺された人への支援、(4) 支援者への支援の4項目に係る内容を明記いたしました。

次に、39ページの基本施策5、児童生徒のSOSの出し方に関する教育とその対応では、児童・生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進し、問題を抱える前の段階から対策を講じることで将来的な自殺リスクの低減を図ることとし、その具体的な取り組みとして、(1) SOSの出し方に関する教育の前段階の取り組み、(2) SOSの出し方に関する教育に対する理解の促進、40ページ、(3) SOSの出し方に関する教育の推進に向けた取り組みの3項目に係る内容を明記いたしました。

また、41ページから53ページにおいては、これまで明記いたしました各種施策のほか、生きる支援関連施策として、本市が取り組んでいる既存事業及び新たに実施する事業等の中で、自殺防止対策の視点を盛り込み、取り組みを推進する事業を施策及び所管ごとに整理し、列記いたしました。

そして、55ページでは、第4章「甲斐市の自殺防止対策推進体制」として、計画を着実に推進するために、市長を責任者とした甲斐市自殺防止対策本部を主体とし、下部組織の部会と連携を図りながら全庁的に取り組んでいくこと、また、各施策の進捗状況を甲斐市自殺防止対策協議会が中心となり、毎年あるいは適時適切に評価・提言を行っていく旨を明記し、その関係性などを体系図として示しております。

57ページからは、資料編として本計画策定経過のほか、58、59ページで本部及び協議会の設置要綱、61ページに協議会委員名簿、62ページには協議会委員から掲載要望の高かった相談先一覧を掲載する予定であり、現在、関係機関へ掲載に係る承諾を得ている状況となっております。

そして、最後になりますが、本計画案につきましては、あさって11日から2月1日までの間、パブリックコメントを実施するとともに、厚生環境常任委員会の委員の皆様を初め、議員の皆様からも意見・提言をお伺いしたいと考えておりますので、ご意見等がある場合は今月23日までに、あわせて配付いたしております様式にて福祉課へご提出をお願いしたいと思います。

以上が、甲斐市自殺防止対策計画（案）の説明となります。よろしくお願いたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 年代別に見ますと、20歳未満の自殺者の数が平成24年から28年にかけてはゼロだったということもあるのかなと思うんですけども、20歳以下のうんと若い人のための施策というのは、後のほうには対策としてSOSの出し方がどうのこうのと書いてあるんですけども、この中には全くいなかったということでもいいんですか。この年代、24年から28年にかけては20歳以下の自殺者はいなかったということなんですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） そのとおりでございます。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） いなくても、全国的に見ますと少しはいるわけですよ。やっぱり自殺が低年齢化しているということもあるので、そういったことに関しての対策みたいなのは、自分のそういうものを出すためのSOSの出し方というのがありましたけれども、そのほか

には、そういった子供たちの自殺に対するものとかに対しては、何か対策みたいなのは考えてはいるんですか。アンケートをとるとかということは何もなかったわけですか、ちょっと聞きたいんですけども、そのところ。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） まず、基本施策の5番目に掲げておりますSOSの出し方に関する教育とその対応ということで、これは今現在、ご質問がありましたとおり、20歳以下の方で本市の場合は自殺者というのはいらっしゃいませんでしたが、これは将来に向かっても必要性があるということと、あと、前段の計画策定の背景のところにもちょっと書いてあるんですが、全国的に見ますとやっぱり若い方の死亡率というのが高くて、先進7カ国の中でも高いということで、この部分については国も基本施策に掲げて、各市区町村で取り組むようにということで位置づけられております。ですので、本市の場合はSOSの出し方のほかに、普及啓発等にも取り組んでいくということで、その部分を補ってまいりたいと考えております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 意見のほうに出そうと思っているんですけども、出し方でSNSの、今スマホとか携帯とか、ああいったことを使ってやっていく方法が非常に有効であるというような取り組みをしているところも、長野とかあるわけなんですよ。そういったことが全くこの中に載っていないので、ないですよ。SNSですよ、SOSじゃなくてSNS。ないので、そこがちょっと残念なのかなと思ったんですけども、その辺の考えは少しは。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 36から37ページのところで、市民の啓発と周知ということで、37ページの2番目、SNS等を通じた情報発信ということで、自殺防止対策に関する情報や正しい知識の普及のため、市ホームページやツイッターなどを活用し、啓発と情報の発信に努めますということで、本市も位置づけさせていただいております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 啓発と情報の発信ということですよ。これも大事なんですけれども、子供たちが自分の心情を訴える、SOSを出すための発信として使うということでの取り組みを、意見で書きますけれども、お願いしたかったなというふうには思いました。

あと、続けていいですか。

○委員長（山本英俊君） はい。

○委員（保坂芳子君） もう一点あるんですけども、状況を分析した中で、甲斐市の性別、同居の有無による自殺者の割合を見ると、男女ともに同居人がいる自殺者の割合が多い傾向にあり、特に女性は87%になっている。同居人のいるほうが自殺者が高いということに関しては、市のほうでの見解書いていないですけども、何かそういうこと出ましたでしょうか。同居人がいるほうが自殺者が多いということに関しては、何か特別なそういったものというのはいないですけども。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 同居人の有無による死亡率というのは、最後のまとめのところでも書かせていただいているんですが、数または率、また、数及び率に挙げても、その部分についての高さというのは捉えることはできませんでしたので、その部分については特別分析等は行っておりませんが、あくまでも19ページのところに載っております数、率ともに高いものの中での上位に係る内容の背景を考察させていただいたという内容になっております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 9ページのところを見ると、性別、同居の有無による自殺者割合の比較というのには載っていますよね、同居の割合が多いということで。それを分析しているかどうかということを知りたいんです。

こういったこと、実を言うと、本当は一般質問とかでもかなりした人もいますが、なかなか実態というのが数として、今ここで私も資料をいただいて見て、すごいんだなと思って何かあれしちゃったんですけども、ショックというか、すごいあれだったんですけども、今までなかなか実態というのが表に公表されづらいというか、ものであったので、なかなか今まで出てこなかったけれども、結局、こうやって見てみると少しでも早く対策を、やっぱり対策をしたほうがよかったのかなというふうに思ったけれども、それでも平成30年のぎりぎりでもこれを出していただいたので、今後は進むのでだんだん減ってくると思うんですけども、やっぱりかなりいろんなことを分析できると思うんです。

ただ、NPOで調べたものとか、そういったものを載せても、実際に甲斐市としてどうなんだということも分析してくれているけれども、実際につかんでいるというのはどこの分野なのか、やっぱり福祉課なんだろうと思うんですけども、そういったところで、実際こうなんだというものを、原因とかということをつかむまでのものというのは非常に大変だなと思うんですけども、今後、これをいろいろな関係機関でやっていくというお話なんですけども、

実態に迫ることというのはこれからやりますか、福祉課としては。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今回、計画を策定するに当たりまして、まず、甲斐市の実態がどうなのかということで、国のほうから示された自殺実態のプロファイル、甲斐市の分ですね、これの5年間分の内容を分析させていただきました。

この内容につきましては、今後、毎年になるかちょっとわかりませんが、同様に国のほうから甲斐市の状況というのをお示ししていただけることになっておりますので、先ほど数値目標で掲げさせていただきました毎年の数値目標の達成の有無も含めまして、協議会または本部においてその施策の推進の状況、また達成状況等を検証して考察していきたいというふうに考えております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 後のほうに、遺族とかに対する対応とか、それから自殺をできなかったとか、助かった人とかに対する対応とかとありましたよね。ああいうものも、やっぱり実態というか、本当に実態の、この人だとかいうことがある程度わかっていった上での対応じゃないとできないですよ、数だけでは。

だから、そういったことも含めて甲斐市としてはこれから、国から示されたプロファイルとおっしゃいましたけれども、市としても大体こういうことは予想して、こんな感じかなというのはあったんですか、どうなんですか。そういうものもあって、大体、国からのあれと相応していたというか、そういうものだったということが予想できたのかどうか。示されてから、大体こんな感じなのかなと思ったのか、それとも、もともと、大体こういうことは予想できたということで国からのものを見ているのかどうかというところとかは、どうなんでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 当然、自殺でお亡くなりになられた方の個人情報に関しましては、私どももつかむことはできませんので、警察等から公表される数というものの自体はこれまでも把握することはできておりました。ただ、数だけであって、どういった年齢の方とか、どういった家庭環境の方、また、どういった職業につかれている、職業の有無も含めてというところは、今回、初めて国のほうで、各市区町村が計画を策定するためにこのプロファイルデータというものを各市区町村ごとにつくってくれた。それで初めてその内容が分析できたということになりますので、今後につきましては、同様にプロファイルを国から提出されるも

のを活用して考察していきたいと考えております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 私が言いたいのは、確かに国からのプロフィールがなければ、こういったこともできなかったんですけども、それと同時に、例えば長寿推進課なり、地域包括なり、家庭相談員なりとかと、現場で一番悩んでいる人の声とかを聞いているだろうと思う立場の人は市の職員の中でもいっぱいいるわけですよ。そういう人たちとの連携とか、つながりとか、民生委員の方とかのつながりとかそういったものの体制づくりとかやっていると、実際には自殺者を救うということがなかなかできないのかなと。

それをやっても難しいかなと思うんですけども、そういう内部のそういう機関というのもの、体制づくりもすごく大事かなと思うんですよ。そこまでやる気があるかどうかということを知っているんですよ。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今言った家庭相談員とか、そういった相談に携わっている者、また、その部署に関係する職員等での、随時、適時にそういったもののケース会議みたいなものは行っておりますので、情報の共有という部分では図ってはおります。ただ、これまで私どもがその情報を把握している方自体が、実際、自殺でお亡くなりになってしまったということは、正直なところ聞いたことがございませんので、今のところは連携が図られているのではないかと考えておりますし、今後もそういった部分については連携を強化していきたいというふうに考えております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） こういう案をつくっていただいたことは非常に大事なことで、そういったことが実際に、そういう人たちの声が聞けるような、何というんですか、つながるような、そういう計画にぜひしていただきたいと思いますということを期待しています。頑張ってくださいと思います。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません、時間かかって。

いろんな企画をつくってもらって、それから計画をつくってもらって、いろんな各部署、各事業に対して自殺防止という薬をそれぞれ振りかけてあるということだと思えます。今、現事業に対してやっていると思うんです。そうすると、これこれこうしますというような、

それぞれの各事業に入っています。これを検証するという方法、例えばどの程度までこういったことをやってくれたのかという組織というか、チェック機関というか、こういったものは今後の問題としてできる予定なんですか。それをお願いします。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 55ページのところに、ちょっと書かさせていただいておりますが、推進体制ということで、まずは市長を本部長とした本部がございますし、その下部組織として、現在は24名の課長で構成する部会がございます。ですので、その中で、まずは数値目標に掲げた目標が達成できているのかどうか、また、達成できなかった背景には何があるのかというようなことを、具体的にどういうふうに検証していくというところまでは、今現在はちょっと立案しておりませんが、そういった体制を整えるためにこのような体制をつくらさせていただきました。内部的にはそういった内容になります。

外部では、先ほどご説明いたしました協議会がこの計画の進捗状況の評価・提言を行うことになっておりますので、それらをもとに市の中で検証も行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 各部署、各事業に対して、現在のやつに対して、そういうことをお願いするという事なんでしょうけれども、例えば、福祉部として新規に自殺防止対策等々に対する予算づけというのは考えているんですか。何か事業を特にやりたいとか、新しくやりたいとかということはお考えですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） ちょっと36ページのところに、市民への啓発と周知ということで、リーフレット等啓発グッズの作成と周知というようなことで、ちょっと書かさせていただきましたので、今後におきましてはこういったものも予算化させていただいて、具体的に計画に掲げるだけではなく、実践に取り組めるような体制をとってまいりたいと考えております。

○委員（五味武彦君） 以上です。お願いします。

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

清水議員。

○議員（清水正二君） 基本施策の4の生きることの促進要因への支援ということで、各種、市の関係課のいろいろなものがあるんですけども、子育て支援のところでファミリーサポートセンター事業とかと具体的にここにあるんですけども、例えば放課後児童クラブであるとか、そういったところからのこういうかかわりというのは、こういうところにはどういう形で入ってくるんですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 放課後のクラブとかというと、ちょっとここには書いてございませんが、こちらのほうに各施設の名称等も書かさせていただいておりますが、そういったところを通じて子供たちのほうにも普及啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（山本英俊君） 清水議員。

○議員（清水正二君） 具体的に、ファミリーサポートセンター事業とかとあるので、できればそういうふうなものが上げてあったほうがいいかなというふうには感じますけれども、この中に社協なんかの、これは市の組織上のそれでもって振り分けてあるんだと思うんだけど、社協のかかわりというのがここにはないんだけど、社協の場合であれば、例えば子育て支援もかかわってくるでしょうし、福祉課のほうもかかわってくるんだけど、社協のかかわりというのはどこでどういった形でこれにかかわってくるようになりますか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） すみません。お待たせして申しわけございません。

29ページのところになりますが、重点施策2の（1）の一番下のところに書いてございますが、「生活困窮者自立支援法による生活困窮者自立支援事業と連携し、相談状況により食糧等の生活支援が必要な貧困家庭へ、甲斐市パーソナルサポートセンターを通じ家庭や企業等から提供を受けた食品等を提供することで、生活が困窮している家庭や生活困窮者自立支援事業の対象者等への支援を行います」ということで、一応、ちょっとこのところで社会福祉協議会のところを書かさせていただいております。

また、人材の育成の中でも、ゲートキーパーというような役割でも育成していかなければならないと思っておりますので、今後、社会福祉協議会のほうにもお話をさせていただいて、社会福祉協議会のほうの職員も相談支援体制とか行っておりますので、ゲートキーパーとして担っていただけるような依頼もさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（山本英俊君） そのほか、ありませんか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 生きる支援関連施策という7番、41ページからずっと重点施策1、2、3と、それから基本施策の5まであるわけですし、これは全庁的な取り組みということで各課がやっていると思うんですけども、これの中身を見ると、比較的、各所管で取り組んでいる事業等を見るんですけども、非常に広範囲ですよ、その取り組みの状況が。

そうすると、これと自殺、深く考えればそういうことにつながるかもしれませんが、ここが自殺防止にどういう形でもってつながっていくのか、また、全庁的にこのことを、先ほど検証というか、そういう防止につながるためのことというのは、範囲が広がり過ぎちゃって、何か絞りづらいような気がしないでもないですけども、その辺はどうなんですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今回、冒頭ご説明させていただきましたとおり、現在の市のほうの各課で実施しておる、また、計画に位置づけている各種事業で自殺防止対策として捉えられるであろう事業を、国の棚卸し事例集というものがあるんですけども、それを参考にピックアップをさせていただきました。

ですので、今、議員さんが言われました41ページからの生きる支援関連施策等の一覧で掲げさせていただいたものは、当然、所管課もこれは自殺防止のためにやっている事業という認識はないとは思いますが、今後、これらの事業を通じて自殺防止対策になり得るであろう、また、関係する職員も自殺防止対策の一翼を担えるであろうというような内容で捉えさせていただいておりますので、今後、これらが自殺防止対策に発展していくことを担当としては希望しているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 中身はわかりましたけれども、そういった意味で、これは各所管がこういう形で取り組んでいるということと、その連携性というか、そういうものは全庁的に各所管でやっているんですけども、最後に市長を中心という組織があるじゃないですか。このことを32課あって各所管に割り振っていて、その連携というか、そういうものをどんな形でまとめて防止対策につなげていくのかという、その辺のところはどうなっているんですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 先ほどもちょっとご質問の際にお答えさせていただきましたが、

推進体制の中で、先ほど言った市長を中心とした本部がございます。その下部組織として関係課の課長、今現在24名ですが、その課長たちで構成する部会がございます。ですので、その課長さんたちというのは、この自殺防止対策の計画で掲げている施策をそれぞれ持っている課長さんたちになりますので、実際位置づけられた内容がどの程度進捗したのかというのは、部会の中で検証してまいりたいと考えております。

○委員長（山本英俊君） そのほか、なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（２）甲斐市自殺防止対策計画（案）について終了いたします。

続いて、福祉課関係のその他を行います。

福祉課から報告がありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） 次に、委員より福祉課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 以上で、福祉課関係のその他を終了します。

ここで、職員の入れかえのため暫時休憩とし、１時間ちょっと過ぎましたので、トイレ休憩という形で３時まで、集まり次第始めますから、よろしくお願いします。

休憩 午後 ２時４９分

再開 午後 ２時５８分

○委員長（山本英俊君） 一応、委員がそろいましたので、一、二分早いわけですがけれども、始めたいと思います。

会議を再開します。

（３）介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いについて、当局の説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課から介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いについて、ご説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

まず初めに、住宅改修費でございますが、介護保険制度では、要支援・要介護者が安全で健康的な日常生活を自宅で継続することができるよう一定の工事に対しまして住宅改修費が支給されております。

住宅改修の種類につきましては、玄関や廊下などへの手すりの取り付け、床の段差解消など、また、和式から洋式への便器の取りかえなどがございます。

使用限度額につきましては、要介護度にかかわらず、原則1人1回20万円まで支給されまして、利用者は所得に応じまして1割、2割、または3割を負担いたします。

平成29年度の支給実績につきましては、157件に対しまして1,189万6,906円を支給しております。1件当たりの平均支給額は7万5,776円であります。

次に、福祉用具購入費につきましては、心身の機能が低下している要支援・要介護者が自立した生活を送れるために、また、介護者の負担を軽減するために利用する福祉用具の購入に対しまして福祉用具購入費が支給されております。

福祉用具の種類につきましては、ポータブルトイレ、シャワーチェア、簡易浴槽などがございます。

支給限度額につきましては、要介護度にかかわらず、同一年度に10万円まで支給されまして、利用者は所得に応じて負担いたします。

平成29年度の支給実績につきましては、196件に対しまして440万5,263円、1件当たりの平均支給額は2万2,475円であります。

次に、住宅改修費、福祉用具購入費の支給方法でございますが、これは被保険者が一時的に全額を負担した後に、所得に応じまして自己負担額を除いた保険給付分を市が被保険者に支給をする償還払いが原則とされております。しかし、一旦まとまったお金を用意するなど、経済的な負担を理由としてサービス利用を控えることが指摘をされておりますけれども、市町村の中には、サービス利用の促進を図ることによりましてリハビリ意欲の向上、介護重度化防止につながることを期待できることから、受領委任払いを導入している事例がございます。

4ページをお願いいたします。

受領委任払いにつきましては、被保険者と工事施行業者または福祉用具販売事業者の双方の合意のもとに、被保険者は事業者へ所得に応じまして自己負担分を支払い、市が残りを事業者へ保険給付する方式でございます。

受領委任払いの実施でございますが、本市におきましても導入につきまして検討した結果、被保険者の負担軽減に伴いまして、早期サービス利用が進むことで結果的に介護給付費の抑制効果が期待できることから、受領委任払いの手續等に必要な事項を規定する要綱を制定し、平成31年4月より、原則である償還払いとともに受領委任払いについても実施してまいります。

主な内容につきましては、この制度の利用可能な被保険者の要件といたしまして、介護保険料に未納がないことを前提といたします。仮に未納がある場合には、従来の償還払いということとなります。

市は、被保険者及び事業者から制度の利用に関する相互同意文書の提出を受けまして、また、被保険者の支給申請書によりまして保険給付を事業者が代理受領することへの意思確認を行います。

申請の流れにつきましては、現行の償還払いの手續に準じますけれども、住宅改修につきましては、まず、市役所の窓口で相談をしていただきまして、事前申請をしていただきます。申請内容が適正である場合には、市の承認を経まして着工となります。そして、完成後、支給申請をしていただき、市は事業者へ保険給付分を支払います。

福祉用具購入費につきましても、初めに市役所の窓口で相談をしていただきまして、福祉用具の使用が適当である場合には福祉用具の手配をしていただき、福祉用具購入後、支給申請をしていただきます。申請に基づきまして、市は事業者へ保険給付分を支払うという形になります。

以上が、介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

[「委員長」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 受領委任払いの実施等の4のところなんだけれども、平成31年4月

より、原則である償還払いとともに受領委任払い、要するに両方できるということでもいいんですか。何か一方づいたほうがいいような気がするんですけども、どうなんですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 委員さんおっしゃるとおり、ご本人の希望によって償還払いでもできますし、受領委任払いでもできるということになります。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） その場合、どちらでも出す書類、出す段階、手順は全く同じなんですか。どこか違うところあるんですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 受領委任払いの場合には、事業者との契約が出てまいりますので、そういった書類は、また受け付けの段階で詳しくご説明をしていきたいというふうに考えております。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（山本英俊君） 質疑はありませんね。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

金丸議員。

○議員（金丸幸司君） ちょっと1点、お伺いいたしますけれども、この福祉用具の取り扱いですね、先ほど言った支払いの受領払いの際に、取り扱い事業者は甲斐市内の事業者じゃないといけないのか、それとも甲斐市外でも対応できるのか、ちょっとその辺お伺いしたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 事業者につきましては、市内・市外問わず契約をしていただければ取り扱いをしていただくことになります。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 住宅改修費の中で、限度額20万円、1割、3割、これは所得はあれだったけれども、20万円超えた場合には20万円の1割、3割という意味。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） そのとおりでございます。

○議員（斉藤芳夫君） わかりました。

○委員長（山本英俊君） 質疑そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（３）介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払いについて、終了いたします。

次に、（４）寝たきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金支給事業について、当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 引き続き、よろしくお願いたします。

寝たきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金支給事業について、説明させていただきます。資料の５ページをお願いいたします。

初めに、経緯でございますが、寝たきり高齢者、または認知症高齢者、これを市の中では、以下、寝たきり高齢者等というふうに表記をさせていただいておりますけれども、寝たきり高齢者等を介護している家族の身体的及び精神的な労苦に報いるとともに、要介護高齢者の住宅生活の継続を図ることを目的といたしまして、甲斐市寝たきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金支給事業要綱に基づきまして、65歳以上の寝たきり高齢者等を当該年度の４月１日の基準日の前、過去１年間におきまして常時在宅で介護した同居の介護者に対しまして、年額２万円を介護慰労金として支給をしているところでございます。

なお、本事業は、介護保険特別会計の中の地域支援事業の一つとして、地域支援事業交付金を活用し、実施しており、今年度の支給実績は81人に対しまして162万円を支給しているところでございます。

次に、会計検査院による改善の処置要求及び厚生労働省の取扱方針でございますけれども、昨年度、会計検査院は全国の地方自治体が介護保険制度の中で実施をする地域支援事業について検査の実施をいたしました。その中で、介護慰労金支給事業につきましては、国の要綱ではサービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業と位置づけておりまして、交付金の対象者に継続的な介護サービス受給者を介護している家族を含めることは、保険給付と介護慰労金を重複して支給をしているという指摘がございました。

つまり、デイサービスですとかホームヘルパーなどの介護サービスを利用していながら在宅で介護をしている場合には、本市では常時在宅で介護しているとみなしまして、介護慰労金を支給してまいりましたけれども、会計検査院は、デイサービスなどの保険給付費には国の交付金が含まれておりまして、また、介護慰労金の支給事業にも国の交付金が含まれていることから、国の交付金を重複して支給しているとの内容でございます。

しかし、一方で会計検査院は、こうした事態が生じたのは厚生労働省が市町村に対しまして、運用上、要介護者には一時的に介護サービスを受けることができるとしているにもかかわらず、その介護のサービスの範囲を明確に市町村に周知していないことが原因であるとして、昨年10月に会計検査院から厚生労働省へ改善の処置要求が出されました。

これを受けまして、11月には厚生労働省から介護サービスを受けていない人は、原則、介護保険法に定める介護給付を全く利用していない状態とするが、介護者の冠婚葬祭や体調不良等を踏まえ、合計の利用日数が年間10日以内は可能であるという取り扱いの方針が示されました。

これらを踏まえました本市の今後の対応でございますけれども、本事業は、計画期間を平成30年から32年の3年間とする第8次高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画におきまして、家族介護支援の充実に向けた取り組みとして実施しているところでございまして、継続する必要があると考えております。

しかしながら、寝たきり高齢者等を介護するには、通所、デイサービスですとか、訪問介護、訪問ヘルパーなどの介護サービスを利用しながら継続しているのが実情でございまして、厚生労働省から示された介護サービスの利用日数が年間10日以内という取扱方針では、本市のこれまで実施してまいりました事業の目的を達成するのが難しい状況でございます。

このことから、本事業につきまして検討いたしました結果、平成31年度からは支給要件や支給額の見直しを行った上で、介護保険特別会計ではなく、一般会計におきまして市単独事業として使用してまいりたいと考えております。見直しの内容につきましては、支給要綱を次のとおり改正をいたしまして、平成31年度から実施をいたします。

まず、現行の要綱では、寝たきり高齢者を要介護3から要介護5と規定をしておりますけれども、寝たきりの状態を踏まえまして、要介護4、要介護5に改めます。

次に、認知症高齢者の定義を要介護2以上で、かつ認知症高齢者の日常生活自立度が3以上の者に改めます。認知症高齢者の日常生活自立度は、介護認定の判定の基準の一つでございまして、1から5までに区分がされております。この日常生活自立度3は、日常的に支障

を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を要するという状態でございます。

次に、現行の要綱では、被介護者のショートステイ、お泊りです。それから、入院の合計日数が年間90日以内であれば在宅介護しているとしておりましたが、年間90日を月換算をいたしますと、一月に7.5日という計算になります。一月に1週間以上外泊している状態を、常時在宅で介護しているというのは考えにくいので、90日以内を30日以内に改めます。年間30日以内を月換算をしますと、一月に2.5日となりますけれども、冠婚葬祭等や介護者の体調不良によるショートステイの利用の許容範囲であるというふうに考えることができます。

最後に、支給額につきましては、近隣市の支給額等を考慮いたしまして、2万円を3万円に改め、平成31年度から実施したいと考えております。

以上が、寝たきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金支給事業についての説明となります。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ちょっとお聞きしたいんですが、自宅で介護している場合、おむつ代というのを払っていますよね、6,000円とかというのを。あれはこれに入っているんですか、別物ですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） おむつは、それはまた別の事業になりますので、また別の形で申請をしていただきます。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 見直し内容で、制限、対象者が狭まれて、そうはいっても年額2万円が3万円になるというふうに多分改定されると思うんです。そうすると、例えば一番上の段にある30年度支給実績見込み81人、162万というのがあると思うんですが、これが対象を制限することによって何人に減って、逆に予算がどのくらいふえるのか、こういった、まず、対象がどの程度増減するかというのをお答えいただければありがたいんですが。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

見直し内容の状態で、平成30年度の81人から絞り込んだ場合には対象者は38人になります。ただし、3万円に、1万円ふえますので、支給総額は114万円になるということになります。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 大分減っちゃって、予算も減っちゃったと、81人から38人になるわけですけども、これに対しての救済というのは全くないという考え方でいいんですか。どうでしょう。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） おっしゃるとおりでして、これは、要綱を改正すれば要綱から漏れた方については支給はないわけでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、これまでは介護保険特別会計の中で、国・県、それから介護保険料の値の中で実施をまいりましたけれども、来年度以降は一般会計ということで、市の単独の財源で実施をまいりますので、こんな形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 一般会計から出すというのはわかるんですけども、今まで特別会計から出していた162万ありますよね。これはどうやって今度は活用するんでしょうか。要するに、浮いた金を、簡単に言えばですね、本来の金がどういうふうに介護給付のほうに回るのか、それとも全く考えていないのか、この辺はいかがですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 今までは介護保険の制度の中で実施をして162万円、それが今度はなくなってしまうんじゃないかというお話かと思っておりますけれども、それを一部は一般財源でこちらの新しいほうで事業を実施する、その差額ということだと思っておりますけれども、そういったものについては、高齢者の人口がふえる中で、さまざまな給付等も増額をまいりますので、そういったところに充てていくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 国の方針に従っての施策ということだと思えます。全くゼロではなく

て、3万円にふえたところもあるということなんですけれども、いずれ、外れた方とか、そういう方々によく理解していただくような、やっぱり周知もお願いしたいなということで、よろしいですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 例えば、今年度支給の対象となりまして慰労金を支給した方々につきましては、来年度になりましたら、こんな形で制度のほうに変更になりましたということでご案内をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） そのほか、なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（4）寝たきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金支給事業について、終了いたします。

次に、（5）地域フォーラムについて、当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしくお願いいたします。

お手元にA4のカラーのチラシをお配りをしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

こちらのチラシですけれども、チラシでは「あなたは5年後10年後も住み慣れた地域で住み続けたいですか？」というふうに問いかけをさせていただいております。

少子高齢化や核家族化が急速に進む中で、今後は介護が必要な方や、高齢者世帯が増加するというふうにあります。今は元気に過ごしている方でも、5年後、10年後には日常生活を送る上で手助けが必要になるかもしれません。そんなとき、一人世帯であったり、家族がいても遠くに住んでいる場合には、隣近所の手助けが必要となるかもしれません。

このような現状、そして近い将来を市民の皆さんと一緒に考える機会といたしまして、昨年9月、地域フォーラムを開催いたしました。この地域フォーラムがきっかけとなりまして、住民主体の甲斐市ささえ合い推進会が立ち上がりまして、現在、その取り組みを進めております。そして今回、今、甲斐市で行われている支え合いの取り組みを市民の皆様方に広

く知っていただきたいという思いから、今年度も「甲斐市にも訪れる2025年問題～“おたがいさま”動き出したわがまち～」をテーマに地域フォーラムを開催いたします。

開催日時は2月2日の土曜日、午後1時30分開場、午後2時から4時までの2時間を予定しております。会場は双葉ふれあい文化館です。大勢の市民の皆様、関係機関の皆様にご参加をいただきまして、甲斐市の現状の取り組みや県内の先進市の取り組み状況、また、支え合いをテーマにした甲州弁の寸劇も予定しております。

議員の皆様方におかれましては、公私ご多忙とは存じますが、諸事お繰り合わせの上、ご来場くださいますようお願いを申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 内容のところで、県内の先進事例発表と、それから取り組み状況報告というのがあると思うんです。もう具体的に候補があると思うんですが、どんなところが予定されているか、オープンにできればお願いしたいと思います。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 県内の先進事例ということなんですけれども、南アルプス市につきましては、甲斐市よりも1年早くこの事業に取り組んでおりまして、南アルプス市の中では、そういった実際に動き出している地域がたくさんございます。そういった方々の事例を発表していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 市内の取り組み状況報告、これは事務局のほうで説明するのかな。どうなんですか。

○委員長（山本英俊君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） その件につきましては、コーディネーターという者がおりまして、それは職員が今兼務をしているんですけれども、その職員が中心となりましてそういった市内の活動の支援をしておりますので、その職員から説明をさせていただきたいと思っております。

○委員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（５）地域フォーラムについて、終了いたします。

続いて、長寿推進課関係のその他を行います。

長寿推進課から報告ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） 次に、委員より長寿推進課の関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 以上で、長寿推進課の関係のその他を終了いたします。

引き続き、次第の４、その他を行います。

委員より常任委員会関係でその他、何かありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） 事務局よりその他、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） そのほか、なければ以上でその他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

閉会 午後 ３時 23分